

VII 融資制度等一覧

1 中小企業者向け県融資制度

< 愛知県の融資制度ホームページもご覧ください。 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html> >

※ 責任共有制度については30ページを参照してください。

こんなとき利用できます	制度名		融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
小規模事業者が事業資金を必要とする場合	小規模企業等振興資金	通常資金	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	設備資金 ・運転資金 5,000万円	3年1.3% 5年1.4% 7年1.5% 10年1.6% (10年:設備のみ)	保証協会所定	要	市町村商工担当課 (P164～P165参照) 愛知県信用保証協会 (P156参照) 商工会議所・商工会 (P158～P160参照)
		※責任共有制度対象外 小口資金	従業員数が20人(商業・サービス業は5人(注))以下の会社、個人、企業組合、医療法人 (注)宿泊業及び娯楽業は20人	設備資金 ・運転資金 2,000万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が2,000万円以内であること)	3年1.1% 5年1.2% 7年1.3% 10年1.4% (10年:設備のみ)			
短期から長期の資金を必要とする場合	一般事業資金		中小企業者	設備資金 ・運転資金 2億円	1年1.3%以内 (1年:運転のみ) 3年1.4% 5年1.5% 7年1.6% 10年1.7% (10年:設備のみ)			愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
組合の運転資金等を必要とする場合	中小企業組織強化資金		(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の融資対象資格がある組合	運転資金 3億円 (転貸の場合は1組合3,000万円)	1年 商工中金所定	商工中金所定	一	(株)商工組合中央金庫 (P31～P32参照)
経営の安定を図る場合	経済環境適応資金【サポート資金】	※一部責任共有制度対象外 【セーフティネット】	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者 ※第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合 【責任共有制度対象外】	設備資金 ・運転資金 8,000万円	3年1.2(1.1)% 5年1.3(1.2)% 7年1.4(1.3)% 10年1.5(1.4)% (融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は()内の利率)	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333

Ⅶ 融資制度等一覧

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
経営の安定を図る場合(つづき)	経済環境適応資金【サポート資金】(つづき)	【経営あんしん】 ①最近3か月間の月平均売上高(建設業にあつては完成工事高。以下同じ。)が前年同期、2年前同期又は3年前同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者(2023年3月31日まで) ②県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者	運転資金 8,000万円	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4%	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
		【経済対策特別】 (2023年3月31日まで)最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べ3%以上減少している中小企業者(注)売上高総利益額=売上高-売上原価	設備資金・運転資金 1億円	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5%			
		【条件変更改善】 返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「条件変更改善型借換保証」の対象)	設備資金・運転資金 2億8,000万円	10年 1.5% 13年 1.6% 15年 1.7% (据置期間:借換資金以外の事業資金を含む場合は2年以内)			
		【短期】 一時的な資金を必要とする中小企業者(法人については流動比率又は当座比率が100%以下であること)	運転資金 3,000万円	1年 金融機関所定	金融機関又は保証協会所定	選択	
		【経営改善等支援】 ※一部責任共有制度対象外 (2023年3月31日まで)新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15%以上減少し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者(国の全国統一制度である「伴走支援型特別保証」の対象)	設備資金・運転資金 6,000万円	3年 1.1%以内 5年 1.2%以内 7年 1.3%以内 10年 1.4%以内 (据置期間:5年以内)	保証協会所定	要	

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先	
積極的な経営を行う場合	経済環境 適応資金【パワーアップ資金】	設備投資促進枠	(2023年3月31日まで) 機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者	設備資金 1億5,000万円	5年1.0%以内 7年1.1%以内 10年1.2%以内	保証協会又は金融機関所定	選択	愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052) 954-6333
		クラウドファンディング促進枠	新たな取組に挑戦し、そのために必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達する中小企業者	設備資金 ・運転資金 1億5,000万円	5年1.1%以内 7年1.2%以内 10年1.3%以内 (10年:設備のみ)			①②愛知県 経済産業局 産業部 産業立地 通商課 (052) 533-6650 ③愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業 金融課 (052) 954-6334 ④愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 (052) 954-6336 ⑤(愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録) 愛知県 労働局 労働福祉課 (052) 954-6360 ⑥(あいち女性輝きカンパニー 認証関係P68) 愛知県 県民文化局 男女共同参 画推進課 (052) 954-6657
		①貿易振興	製造業又は卸売業を営み、輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う中小企業者	運転資金 1,500万円	1年0.9%以内			
		②海外展開	海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、海外展開に係る事業に取り組み、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者(県内事業所の全てを廃止する場合を除く)					
		③経営革新計画	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者					
		③商店街	「活性化モデル商店街」の指定を受けた中小企業者又は指定を受けた団体に所属する中小企業者	設備資金 ・運転資金 1億5,000万円 (※2)	5年1.1%以内 7年1.2%以内 10年1.3%以内 (10年:設備のみ) (※3)(※4)			
		⑤ワーク・ライフ・バランスフレンドリー!	ワーク・ライフ・バランスの推進を図る、又は愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者					
⑥あいち女性輝きカンパニー	あいち女性輝きカンパニーの認証を受けた中小企業者							

Ⅶ 融資制度等一覧

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
積極的な経営を行う場合（つづき）	経済環境適応資金【パワーアップ資金】（つづき）	⑦健康経営（※1） 愛知県健康経営推進企業の認証を受けた中小企業者	設備資金・運転資金 1億5,000万円（※2）	5年1.1%以内 7年1.2%以内 10年1.3%以内（10年：設備のみ）（※3）（※4） 5年1.0%以内 7年1.1%以内 10年1.2%以内（10年：設備のみ） 5年1.1%以内 7年1.2%以内（7年：（※5）の場合を除き設備のみ）（※5） 10年1.3%以内 3年1.0%以内 5年1.1%以内 7年1.2%以内 10年1.3%以内 15年1.5%以内（10年及び15年：設備のみ）	保証協会又は金融機関所定	選択	⑦愛知県保健医療局健康医務部健康対策課（052）954-6269
		⑧カーボンニュートラル 環境負荷低減設備を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組む中小企業者					⑧（地球温暖化対策計画書関係）愛知県環境局地球温暖化対策課（052）954-6242
		⑨公害防止 現在地又は移転先（県内）で公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者（※3）					⑨愛知県環境局環境政策部環境政策課（052）954-6209
		⑩防災 (ア)防災のための施設等の設置等を行う、又は「事業継続計画(BCP)(⑩(イ)の計画を除く)」を策定し、実施する中小企業者 (イ)中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者					⑩⑪愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課（052）954-6333
		⑫企業立地 工場適地等に立地しようとする製造業等を営む中小企業者					⑫⑬愛知県経済産業局産業部産業立地通商課産業立地サポートステーション（052）954-6342
		⑬地域未来投資 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者					

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
積極的な経営を行う場合（つづき）	経済環境適応資金【パワーアップ資金】（つづき） ⑭補助金つなぎ	国や自治体等から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者	設備資金・運転資金 交付決定額以内 保証付限度額は2億8,000万円	2年0.8%以内	保証協会又は金融機関所定	選択	⑭⑮愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課(052) 954-6333
	⑮金融機関提案型	各取扱金融機関の定める要件に該当する中小企業者	金融機関所定 （取扱金融機関ごとに融資限度額、融資期間、融資利率等は異なります。詳細は愛知県のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html をご覧ください。） ※1 「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。 ※2 融資対象②から⑩までの合算限度となります。また、融資対象⑨については、設備資金のみとなります。 ※3 融資対象⑨については、別途利子補給があります。 ※4 融資対象⑧については、「地球温暖化対策計画書」を届出済の場合は金利0.5%の優遇措置があります(2025年3月31日まで) ※5 融資対象⑩については、信用保証付きの既往借入金を借り換える場合に限り7年を超える融資期間の取扱いが可能です。				
新規開業や開業間もない方が資金を必要とする場合	経済環境適応資金【創業等支援資金】 ※責任共有制度対象外	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人が、1か月(6か月*)以内に個人で又は2か月(6か月*)以内に会社を設立し、事業を開始すること *認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ②中小企業者である会社が、新たに会社を設立すること	設備資金・運転資金 3,500万円	3年0.8(0.5)% 5年0.9(0.6)% 7年1.0(0.7)% 10年1.1(0.8)% (10年:設備のみ) (据置期間:設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)	保証協会所定	要	①～⑤ 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課(052) 954-6333 ⑥(スタートアップ支援関係P8) 愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課(052) 954-6331

Ⅶ 融資制度等一覧

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
新規開業や開業間もない方が資金を必要とする場合（つづき）	<p>経済環境適応資金【創業等支援資金】つづき</p> <p>※責任共有制度対象外</p>	<p>③事業を営んでいない個人が、個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと</p> <p>④会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと</p> <p>⑤再チャレンジを図るために、再挑戦支援保証を利用する者</p> <p>⑥融資対象①～⑤のいずれかに該当し、県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者</p> <p>■他に【協調推進枠((株)日本政策金融公庫との協調融資)】【クラウドファンディング活用促進枠(連携融資)】有り</p>	<p>設備資金 ・運転資金 3,500万円</p>	<p>3年 0.8(0.5)% 5年 0.9(0.6)% 7年 1.0(0.7)% 10年 1.1(0.8)% (10年:設備のみ) (融資対象者⑥の場合は()内の利率) (据置期間:設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)</p>	保証協会所定	要	<p>①～⑤ 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課(052) 954-6333</p> <p>⑥(スタートアップ支援関係P8) 愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課(052) 954-6331</p>
再生や事業承継を行う場合	<p>経済環境適応資金【再生・事業承継支援資金】</p> <p>※一部責任共有制度対象外</p>	<p>経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象)</p>	<p>設備資金 ・運転資金 2億8,000万円</p>	<p>10年 1.5% 13年 1.6% 15年 1.7% (据置期間:1年以内、感染症対応型の場合5年以内)</p>			<p>愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課(052) 954-6333</p> <p>(経営サポート会議) 愛知県信用保証協会(P156参照)</p>

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
再生や事業承継を行う場合（つづき）	経済環境適応資金【再生・事業承継支援資金】（つづき）	事業承継 ①事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 ②事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 ③中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者、その代表者又は事業を営んでいない個人 ④融資対象①～③のいずれかに該当し、愛知県事業承継ネットワーク支援機関等の支援を受けた者 ⑤事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者を含めて保証人を不要とする取扱いを希望する者のうち、別に定める申込人資格要件に該当する者（国の全国統一制度である「事業承継特別保証」の対象）	設備資金 ・運転資金 2億8,000万円	3年 1.2(1.0)%以内 5年 1.3(1.1)%以内 7年 1.4(1.2)%以内 10年 1.5(1.3)%以内 (10年:設備のみ) (融資対象者④又は⑤の場合は()内の利率)	保証協会又は金融機関所定(融資対象者⑤の場合は保証人不要)	選択(融資対象者⑤の場合は要)	愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業 金融課 (052) 954-6333 (愛知県事業承継 ネットワーク) 商工会議 所・商工会 (P158～ P160参照)

2 小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者等が創業又は経営の革新のために必要な設備を、(公財)あいち産業振興機構が機械販売業者から代わって購入し、その設備を長期・固定で割賦販売又はリースします。

種類	対象者	限度額	期間・支払	受付期間 ※1	利率 ※2・3・4
割賦販売	小規模企業者等	設備額 1億円	5年又は7年 (1年の据置) 半年賦又は月賦	4月～2月	① 年1.19% ② 年1.45% ③ 年1.71% ④ 年1.96% ⑤ 年2.26%
リース	小規模企業者等	設備額 1億円	3～7年(月払い)	4月～2月	月1.273%(7年)～ 月2.941%(3年)

※1 (公財)あいち産業振興機構、最寄りの商工会、商工会議所が申込窓口になります。

※2 経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。

※3 商工会、商工会議所経由の申込みは、年率0.1%程度の引き下げがあります。

※4 経営革新計画の承認を受け、それに基づき設備を導入する場合等、利率が優遇されることがあります。

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ
最寄りの商工会、商工会議所

電話 (052) 715-3067
P158~P160 参照

3 中小企業高度化資金

中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために実施する事業や、第三セクターなどが中心となって地域の中小企業者を支援する事業(高度化事業)を行う場合に、必要な資金の一部を貸付ける制度です。主な高度化事業は次のとおりです。

こんなとき利用できます	事業名	対象者	貸付対象	貸付比率	期間(据置)	融資利率	担保保証人
生産や物流に適した場所に工業団地などをつくり、みんなで移転する場合	集 団 化 事 業	構 成 員 10人以上の 組 合 ※ 1	土 地、 一 部 の 設 備 建 物、 構 築 物、	80% 以 内 ※ 2	20 年 以 内 (3 年 以 内)	年 0.5% ※ 3	要
店舗が集まり、新たな場所に卸センターやショッピングタウンをつくる場合							
工場などが一つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなが入居する場合	施 設 集 約 化 事 業						
店舗が集まってみんなが入るショッピングセンターをつくる場合							
商店街や工場街など区域全体を整備する場合	集 積 区 域 整 備 事 業						
物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくる場合	共 同 施 設 事 業						
第三セクターなどが主体となって、地域の暮らしの中心となるショッピングセンターなどをつくる場合	商 店 街 整 備 等 支 援 事 業					第 三 セ ク タ ー、公 益 法 人 等	
第三セクターなどが運営する起業化支援センターや技術開発センターが地域産業を支援する場合	地 域 産 業 創 造 基 盤 整 備 事 業						

※ 1 組合の構成員は小規模事業者が大部分の場合又は過疎地域等への移転の場合は 5 人以上。

※ 2 貸付比率は小規模事業者部分のみ通常より 10%アップする場合があります。

※ 3 利率は毎年度見直しを行います。無利子になる場合もあります。また、高度化事業の詳細につきましては、次の独立行政法人中小企業基盤整備機構のサイトでもご確認いただけます。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334